産業別の指標

2025 年 5 月 30 日公表

目　的

1.　本文書は、産業別の指標を開示するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
産業別の指標、産業別ガイダンス

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する産業別の指標の開示を求めています。

> 第 30 項[指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的に関する定め]及び第 32 項[当該目的を達成するために開示しなければならない指標に関する定め]を適用することによって開示した指標には、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない。（一般基準第 33 項）
>
> 企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示しなければならない。開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。（気候基準第 86 項）

産業別の指標とは

3.　「産業別の指標」とは、その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標をいいます（一般基準第 5 項(2)及び気候基準第 8 項(2)）。サステナビリティ関連のリスク及び機会は企業が事業を営む産業によって異なると考えられることから、主要な利用者のニーズを満たす情報を提供するため、SSBJ 基準は企業に関連する産業別の指標の開示を求めています。

産業別ガイダンスとの関係

4.　一般基準は、SSBJ 基準が要求している指標及び企業が用いている指標の開示を求めており（一般基準第 32 項）、これらの指標には産業別の指標を含めなければならないとしています（一般基準第 33 項）。一方、気候基準は、産業横断的指標等、産業別の指標及び企業が用いている指標の開示を求めており（気候基準第 44 項及び第 87 項）、開示する産業別の指標の決定にあたり、ISSB が公表する「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」といいます。）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとしています（気候基準

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

第 86 項）。

5. この点、「産業別ガイダンス」等に示されている開示トピックや産業別の指標は、必ずしも網羅されてはいないため、情報に重要性があると判断する場合、「産業別ガイダンス」等に含まれていない開示トピックや産業別の指標に関する情報を開示しなければならないと考えられます（気候基準 BC46 項）。

6. したがって、開示する産業別の指標を決定するにあたり、「産業別ガイダンス」のほかに、次の事項を考慮することになると考えられます。なお、開示する指標の決定フローは、次頁のフローチャートに示したとおりです。開示する指標には、1 つ以上の産業別の指標が含まれることになると考えられます。

   (1) SSBJ 基準が要求している指標（一般基準第 32 項(1)及び気候基準第 46 項）を、産業別の指標に用いることができるかどうかを考慮する。また、産業別の指標が、気候基準第 46 項(2)から(7)の産業横断的指標等の定めの全部又は一部を満たすために用いることができるかどうかを考慮する（気候基準第 77 項(4)）（フローチャート①参照）。

   (2) 「産業別ガイダンス」（気候基準第 86 項）に加え、「SASB スタンダード」に含まれる産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮する。また、SSBJ 基準に矛盾しない範囲で、「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」や「GRI スタンダード」等を参照し、その適用可能性を考慮する場合がある（一般基準第 34 項及び気候基準第 88 項）（フローチャート②参照）。

   (3) 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会並びにこれらに関連する企業のパフォーマンスを測定し、モニタリングするために、企業が用いている指標（一般基準第 32 項(2)及び気候基準第 87 項）を、産業別の指標に用いることができるかどうかを考慮する（フローチャート③参照）。

7. なお、産業別の指標の例として、SSBJ 基準が要求している指標については、例えば、石油及びガス産業の企業は、さまざまな発生源から直接的な温室効果ガスを排出しており、なかでもメタンは強い温室効果を有することから、スコープ 1 温室効果ガス排出量に加え、その内訳としてメタン排出量又はメタン排出原単位を開示する場合があると考えられます。また、企業が用いている指標については、例えば、自動車産業の企業は、自動車製造に大量の材料を使用しており、なかでも新車に含まれるプラスチックや電気自動車用バッテリーの材料調達管理は産業全体の課題であることから、これらに含まれるリサイクル材料の使用割合を企業が用いる指標として考慮する場合があると考えられます。

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

（開示する指標の決定フロー）

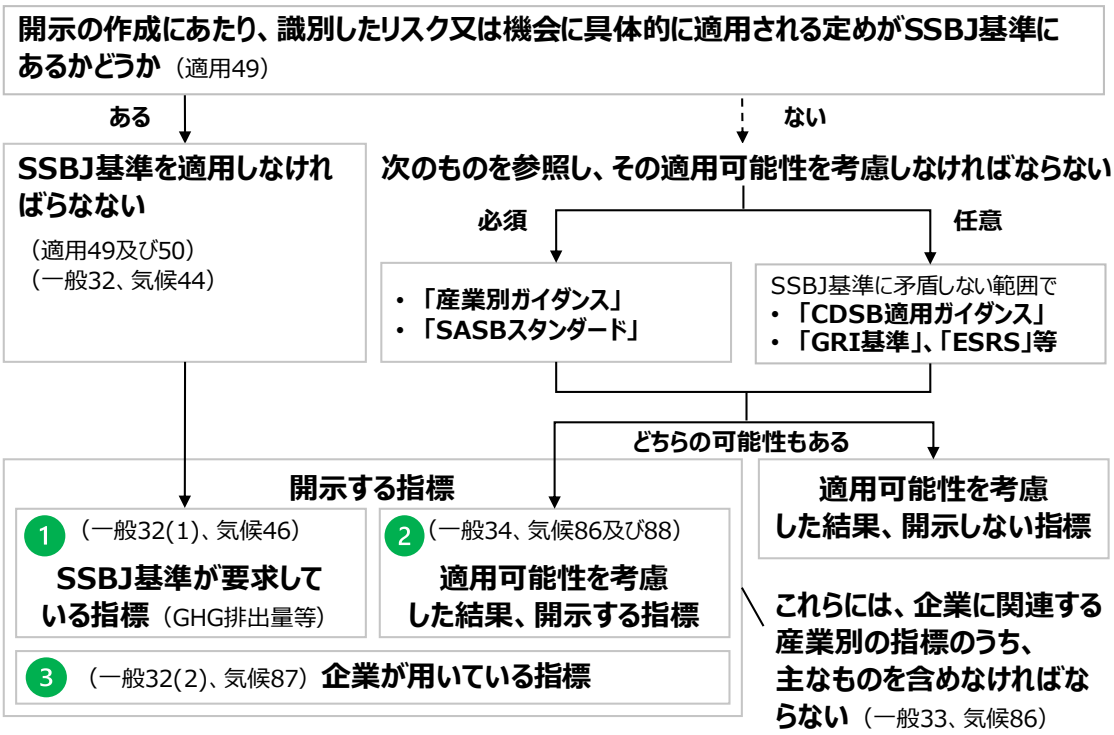

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。